

確定申告

ご利用ください！

自宅で確定申告ができるe-Tax(電子申告)

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、画面の案内に従って、金額などを入力するだけで、確定申告書が作成できます。

確定申告書の作成には
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」

- 便利!**
- ①税務署に出向く必要なし!
 - ②いつでも利用可能!
 - ③自動で税額を計算!
 - ④プリントサービスにも対応!

まずは **検索!** **作成コーナー** 🔍

作成した申告書は、郵送提出できるほか、マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライターまたはスマートフォン、税務署で発行されたID・パスワード方式の届出完了通知のいずれかを利用して、e-Taxで提出できます。

詳しくはこちらへ!

e-Taxに関する情報は
e-Taxホームページへ

☎ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

e-Taxの操作に関する問い合わせは
e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ

☎0570-01-5901

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～午後5時

■出張申告相談会場の変更

例年、各地区コミュニティセンターおよび公民館で実施しておりました「確定申告の出張申告相談会場」について、業務効率の観点から、次のとおり変更することとしました。ご理解を賜りますようお願いいたします。

●昨年からの変更点

- ・藤江地区は、会場を「藤江公民館」から「藤江コミュニティセンター」に変更します。
- ・緒川・石浜コミュニティセンターは開設しません。役場申告会場または他の会場をご利用ください。

■出張申告相談会場(各地区コミュニティセンター)

給与・年金所得のみの方などの還付申告を中心にを行います。持ち物などの詳細は1月合併号をご覧ください。

●とき・ところ

開設時間 午前9時～午後3時

とき	ところ
2月1日(金)	生路コミュニティセンター
2月5日(火)、6日(水)	藤江コミュニティセンター
2月7日(木)、8日(金)	森岡コミュニティセンター
2月13日(水)、14日(木)	卯ノ里コミュニティセンター

※藤江・森岡・卯ノ里コミュニティセンターの2日目は、比較的空いていますので、ぜひご利用ください。

償却資産の申告

会社や個人で事務所、工場、商店、アパートなどを経営している方が、その事業のために所有している構築物、機械、工具などを償却資産といいます。償却資産には、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

また、事業用に使う太陽光発電設備も償却資産に含まれます。

●申告が必要な方

平成31年1月1日(賦課期日)現在、町内に償却資産を所有している方

※資産の増減のない方や休業、廃業、移転などで資産がなくなった方も申告が必要です。

●申告期限 平成31年1月31日(木)

※なるべく早めに申告してください。

●問い合わせ 税務課 内線116

家屋の取り壊しや 改築をしたら連絡を!

固定資産税は毎年1月1日(賦課期日)現在の状況で課税されます。住宅の取り壊し、新築、増築、店舗・事務所から住宅への改築、住宅から店舗・事務所への改築などが行われた場合、固定資産税・都市計画税が変わることがあります。

家屋の全部または一部を取り壊したときや、新築、増築、改築、用途変更したときは連絡してください。

●問い合わせ 税務課 内線116